

平成20年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第1号)

平成20年2月12日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月12日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	2
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	6
三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	6
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の制定について	9
平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第2号)	10
平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	13
平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	16
三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	24
議長の辞職について	26
議長の選挙	27
監査委員の選任同意について	29

平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

1 招集年月日

平成20年2月12日 火曜日

1 招集場所

津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館第2・3研修室

1 開会及び閉会の日時

開会 平成20年2月12日 午後1時30分

閉会 平成20年2月12日 午後2時47分

1 出席議員（32人）

1番	藤原健朗	2番	田村宗博
3番	黒田憲吾	4番	笹岡秀太郎
5番	亀井秀樹	6番	池田ミチ子
7番	下村猛	8番	中出実
10番	岡村信子	11番	松原俊夫
12番	大西克美	13番	福田博行
14番	伊藤允久	15番	小坂勝宏
16番	野村保夫	17番	河上敢二
20番	今岡睦之	21番	岩田佐俊
22番	平野勲	23番	佐藤均
24番	石原正敬	25番	田代兼二郎
26番	松岡正克	27番	長谷川順一
28番	中井幸充	29番	中谷治之
30番	辻村修一	31番	中村順一
32番	谷口世紀	33番	稲葉輝喜
35番	古川弘典	36番	西田健

1 欠席議員（4人）

9番	水谷元	18番	日沖靖
19番	竹内千尋	34番	奥山始郎

1 職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記長	猪飼康弘	書記	古市一成
書記	大井久士	書記	山本耕生

1 説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	松田直久	副広域連合長	山田信博
副広域連合長	尾上武義	事務局長	安田謙
会計管理者	前野龍次	事務局次長	服部秀二
事業課長	佐藤哲也		

1 議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議員提出議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部の改正について
- 第6 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
- 第7 議案第2号 平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第3号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議案第4号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高

齡者医療特別会計予算

- 第10 議案第5号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
-

1 会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 諸般の報告
日程第4 会期の決定
日程第5 議員提出議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
日程第6 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
日程第7 議案第2号 平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第3号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第9 議案第4号 平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 議案第5号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
追加日程第11 議長の辞職について
追加日程第12 議長の選挙
追加日程第13 議案第6号 監査委員の選任同意について
-

1 議事の経過

午後1時30分 開会

○議会書記長（猪飼康弘君）

失礼いたします。議会書記長の猪飼でございます。本日はどうぞよろしく願
いいたします。

開会に先立ちまして、この際ご紹介を申し上げます。

11月に開催いたしました平成19年第2回定例会以降、新しく当広域連合議
員に就任されました皆様をご紹介いたします。

伊勢市の池田ミチ子議員でございます。（拍手）

桑名市の岡村信子議員でございます。（拍手）

松阪市の下村猛議員でございます。（拍手）

また、任期満了に伴います市長選挙が行われ、いなべ市におかれましては、日
沖靖様が、当選され、引き続き、当広域連合の議員に就任されましたので、ご紹介
させていただきます。

なお、日沖議員におかれましては、本日、欠席の届けがござっております。

以上でご紹介を終らせていただきます。

それでは、平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事
について中出実議長様よろしく願います。

○議長（中出実君）

皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員数は32名でございます。よって定足数に達しております
ので、ただいまから、平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例
会を開会いたします。

なお、議案説明のため広域連合長以下、関係者の出席を求めましたので報告い
たします。

会議に先立ちまして、広域連合長から議会招集のごあいさつがござります。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

みなさんこんにちは。

招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、何かとご多用の中、当広域連合議会にご参集いただきまして、ありが

とうございます。

また、議員の皆様方には、平素から当広域連合の運営につきまして、格別のご尽力、ご配慮を頂戴いたしております。厚くお礼申し上げます。

4月の後期高齢者医療制度の施行まで、あと1ヶ月半となってまいりました。現在、来月の被保険者証の交付に向け、鋭意準備を進めているところでございます。

また、後期高齢者医療制度の広報活動につきましては、出前講座として県内の各市町にて説明会を開くほか、市町広報誌への掲載などにより積極的にPR活動を行わせていただいております。さらに今後は、新聞、テレビなどのマスメディアを使った広報活動もさせていただきたいと思っております。

さて、本日の定例会におきましてご審議いただきます案件は、条例の制定が1件、補正予算が1件、当初予算が2件、その他の協議が1件でございます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

午後1時32分 開議

○議長（中出実君）

ありがとうございました。

それでは、議事日程[第1号]により議事を進めることにいたします。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○議長（中出実君）

次に日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号6番池田ミチ子議員及び23番佐藤均議員を指名いたします。

○議長（中出実君）

次に日程第3、「諸般の報告」を行います。

監査委員から報告のありました「平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告」及び「現金出納検査の結果」についてはお手元の配付のとおりでございます。

○議長（中出実君）

次に日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日間にいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日間と決定いたしました。

○議長（中出実君）

次に日程第5、議員提出議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、議会書記長から提案理由の説明を申し上げます。

○議会書記長（猪飼康弘君）

失礼いたします。議員提出議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部の改正について」につきまして、ご説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則、三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項ただし書、および同条第3項を削る。

提案理由、討論について、発言通知書の事前提出をなくすことにより、会議においての広域連合議会議員の活発な討論が行われやすい環境をつくることを目的として改正するものである。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（中出実君）

本案につきまして、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございません。討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

議会の構成等に係る事件も終了いたしました。

この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、みなさまのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

三重県内初の試みであります全ての市町が加入する、三重県後期高齢者医療広域連合が発足し、早くも1年が経過いたしました。この間、三重県をはじめ、県内29の市町長及び議員のみなさまと連携いたしまして、本年4月の後期高齢者

医療制度の開始に向け、精力的に準備を進めております。

特に、保険料率の設定や保健事業等につきましては、高齢者の生活に大きく影響することから、運営協議会の開催やパブリックコメントの募集など、多くのみなさまのご意見を参考として、さまざまな角度から検討を続けてまいりました。

さらには、東海4県の広域連合と連携をし、厚生労働省に対する働きかけを行いますとともに、三重県知事に対しても、市長会、町村会と協力して、要望活動を行ってまいりました。これらの要望活動は、今後も成果が挙げられますように努めてまいる所存ですので、一層の、みなさま方のご支援、ご協力をお願いいたします。

本年4月の後期高齢者医療制度開始まで、あと1ヶ月半となりました。

わが国では、国民皆保険制度のもと、国民の「安心」と生活の「安全」を支える高い保健医療水準により、世界最長の平均寿命を達成し、「人生85年時代」を迎えることができました。

しかし、国民医療費は毎年増加し、少子高齢化の急速な進展などにより、医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療保険制度の運営は極めて厳しい状況となっています。

医療制度について、将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療費適正化の総合的な推進や、新たな高齢者医療制度の創設等を内容とする医療制度改革が、本年4月に本格実施されます。

本広域連合といたしましても、高齢者の置かれている状況に十分配慮しながら、広域計画に基づき、きめ細かな対応を行ってまいります。

本広域連合は、市町との連絡調整を綿密に図りながら、被保険者である75歳以上の高齢者等が、世代の不利益なく継続して必要な医療や保健に関するサービスを受けることが出来るよう、所要の施策を実施していきます。

また、広域化のスケールメリットを活かした財政の安定化と後期高齢者医療に要する費用の適正化を図ることにより、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるように努めてまいります。

平成20年度の被保険者の見込み数は、約21万6千人であります。

後期高齢者医療制度の施行時は、老人保健制度の加入者が移行しますが、平成20年4月以降は、市町からの情報に基づく被保険者台帳により、被保険者の資格の認定、被保険者証の交付決定等の事務を行います。

医療給付について、被保険者の方が、病気やけがで医療機関等にかかられたとき、老人保健制度と同様に、自己負担分を除き医療給付を行います。その費用として平成20年度は、約1千400億円を見込んでおります。

被保険者の保険料については、2ヶ年を財政期間としており、各年度の保険料は2ヶ年の平均額を賦課することになっております。

原則として、県内統一の保険料率に基づき、賦課、減免決定、徴収猶予等の決定を行います。ただし度会町については不均一保険料率を適用いたします。

三重県の均一保険料率は、所得割率6.79パーセント、被保険者均等割額3万6千758円で、低所得者軽減後、被用者保険被扶養者軽減後の一人当たり平均保険料は、5万5千882円となり、全国で38位であります。

後期高齢者等の健康の保持増進を図るため、健診事業を行います。

健診の実施に際しては、受診者の負担の軽減や利便性の向上のため、後期高齢者に対する健診と介護予防事業における生活機能評価の同時実施や広域連合が委託する県内すべての健診機関での受診ができるよう実施体制の整備を行っていきます。

また、健診のほか、本人の求めに応じて、市町的生活習慣相談の中などで、健康相談等の機会を確保していきます。

後期高齢者医療制度の事務分担については、被保険者の資格管理や医療給付、保険料の賦課等に関する事務が広域連合へ集約され、各種申請・届出の受付などの窓口事務や保険料の徴収などの事務が市町の事務となることから、広域連合と市町は、相互に補完しあう、車輪の両輪のような関係であり、緊密な連携を図っていきます。

以上、後期高齢者医療制度の開始にあたり、施策の概要について説明申し上げました。

最後に、後期高齢者医療制度を無事スタートさせるためには、議員のみなさまをはじめ、各市町のみなさまのご支援、ご協力が不可欠でございます。

今後とも精一杯努力してまいりたいと考えておりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（中出実君）

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第6、議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行をするにあたり、被用者保険の被扶養者に対する平成20年度における激変緩和措置を適切に実施することを目的として、国からの高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を財源として、管理・処分する条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

次に日程第7、議案第2号「平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）
議長。

○議長（中出実君）
広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）
議案第2号、平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正をしようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億6千732万9千円を増額し、補正後の予算総額は、11億4千504万1千円とするものであります。
また、これら歳入歳出の補正のほか、繰越明許費を設定しようとするものであります。
なお、詳細につきましては、事務局長より説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）
議長。

○議長（中出実君）
安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）
詳細につきましてご説明をさせていただきます。
一般会計補正予算（第2号）の5ページをお願いいたします。
初めに歳入から款の順序に従いまして説明をさせていただきます。
第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町負担金は1億3千263万7千円の減額でございます。これは、次にあります三重県市町村振興協会助成金、国庫補助金の受け入れが見込まれることによります市町分賦金の減額でございます。
7ページをお願いいたします。
第3款諸収入、第1項雑入、第1目雑入は1億円の増額で、先ほども説明させていただきました三重県市町村振興協会からの基金助成金で当方の電算システムの構築が県内全市町に及ぶネットワークシステムに関することによるものでございます。
第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目老人医療費適正化推進費補助金は、1千403万8千円の計上で、電算システム構築に係る補助金でございます。

第2目高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金は、5億8千592万8千円で、被用者保険の被扶養者に対する平成20年度におけます激変緩和措置分でございます。

8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費といたしまして、31万9千円の減額で、議員報酬、旅費等の減額でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費といたしまして、5億6千768万9千円の増額でございます。

報酬といたしまして、個人情報保護審査委員会委員の報酬5万円の減額でございます。

職員手当等の9万3千円の増額、共済費の3万8千円の増額につきましては、会計管理者、派遣職員等の人員構成の変動による増額でございます。

旅費は36万6千円の減額、需用費は14万3千円の減額でございます。

使用料及び賃借料といたしましては、増減はありませんが、コピー機の使用料等の減額のほか、出前講座用として公用車の借上料、有料道路通行料等を計上させていただきます。

備品購入費は、19万8千円の減額でございます。

負担金、補助及び交付金は、1千761万3千円の減額で、派遣職員の人員構成の変動等によります派遣職員人件費負担金が3千284万8千円の減額のほか、国保連合会の特定健診等のシステム構築にかかります負担金1千600万円の計上等による増額でございます。

10ページをお願いいたします。

積立金といたしまして、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金5億8千592万8千円を計上いたしております。これにつきましては、歳入でご説明させていただきました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を平成19年度におきまして、全額基金として積み立てさせていただき、平成20年度におきまして被用者保険の被扶養者に対する激変緩和措置分として予算に繰り入れようとするものでございます。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費といたしまして、41万円の減額で、委員報償、旅費等の減額でございます。

第3項監査委員費、第1目監査委員費といたしましては増減はございませんが、報酬6千円の増額、旅費6千円の減額でございます。

恐れいたしますが、3ページにお戻りいただきます。

第2表、繰越明許費でございます。第2款総務費、第1項総務管理費の広域連合電算処理システム事業費1千278万9千円につきましては電算システムの構築の委託経費でございまして、国からシステム開発の一部詳細の遅れが見込ま

れますことから、平成20年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

次に日程第8、議案第3号「平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第3号、平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億9千526万1千円とするものであります。

後期高齢者医療制度が本年4月から施行されますことから、平成20年度より広域連合の予算は、一般会計のほかに特別会計を設けて予算編成を行っております。

なお、詳細につきましては、事務局長より説明をいたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の詳細につきましてご説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

初めに歳入から款の順序に従いまして説明をさせていただきます。

第1款分担金及び負担金は、1億9千14万円の計上で、市町負担金でございます。

6ページをお願いいたします。

第2款国庫支出金は、253万9千円の計上で、度会町におけます保険料不均一賦課にかかる国庫負担分を一旦、一般会計で受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3款県支出金は、国庫支出金と同様253万9千円の計上で、度会町における保険料不均一賦課にかかる県負担分でございます。

第4款財産収入は、財政調整基金利子1千円の計上でございます。

第5款繰越金1千円は、前年度繰越金でございます。

8ページをお願いいたします。

第6款諸収入は預金利子1千円、雑入4万円を計上させていただいております。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款議会費、第1目議会費といたしまして、71万5千円の計上で、議員報酬、旅費、会場借上料でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費といたしまして、1億8千862万3千円の計上で、前年度と比べまして、1億6千441万円の減額で

ございます。これにつきましては、広域連合電算処理システム委託料等を新設の特別会計に移行したことによるものでございます。

報酬は、特別職等報酬45万2千円の計上でございます。

給料は、会計管理者の給料310万8千円の計上でございます。

職員手当等は、760万1千円の計上で、時間外勤務手当等でございます。

10ページをお願いいたします。

共済費は、共済組合負担金等で125万3千円の計上でございます。

賃金は、276万5千円の計上で健診事業の実施に伴います保健師の雇用を見込むものであります。

報償費は、昨年設置させていただきました運営協議会の委員報償で26万4千円の計上でございます。

旅費は、201万9千円の計上で、交際費は、3万円の計上でございます。

需用費は、222万8千円の計上で、消耗品費等でございます。

役務費は、78万1千円の計上で、電話代、郵便切手代でございます。

11ページをお願いいたします。

委託料は、169万8千円の計上で、財務会計システム保守点検委託料等でございます。

使用料及び賃借料といたしまして、982万7千円の計上で、事務所借上料、事務処理機器借上料、会場使用料等でございます。

備品購入費は、庁用器具として30万円を計上させていただいてございます。

負担金、補助及び交付金は、1億5千629万5千円の計上でございます。負担金といたしまして、派遣職員人件費負担金、光熱水費負担金等で1億5千626万9千円でございます。

積立金は、財政調整基金積立金といたしまして2千円の計上でございます。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費は、83万円の計上で、選挙管理委員報酬、旅費等でございます。

12ページをお願いいたします。

第3項監査委員費、第1目監査委員費は26万2千円の計上で、監査委員報酬、旅費等でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費は507万8千円の計上で、度会町における保険料不均一賦課にかかります国庫負担分及び県負担分を計上し、特別会計に繰り出ししようとするものでございます。

第4款予備費、第1目予備費は50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議の程お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

日程第9、議案第4号「平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第4号、平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1千429億7千121万2千円とするもので、歳入の主なものといたしまして、市町からの保険料のほか療養給付費負担金及び調整交付金などの国庫支出金、県支出金、支払基金交付金など

で、歳出は、医療給付費のほか、県財政安定化基金拠出金、保健事業費が主なものであります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、62億5千万円と定めるものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

平成20年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の詳細につきましてご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

初めに歳入を款の順序に従いましてご説明をさせていただきます。

第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目事務費等負担金につきましては、9億2千167万3千円で、一般管理事務費負担金6億9千25万2千円、健康診査事業負担金8千419万1千円、健康診査事業事務費負担金1億4千723万円の計上で、広域連合規約の共通経費の負担割合によるもので均等割10パーセント、人口割45パーセント、高齢者人口割45パーセントで負担いただくものでございます。

第2目保険料等負担金は、140億7千551万8千円で、保険料等負担金114億4千416万2千円、保険基盤安定制度負担金26億3千135万6千円の計上でございます。

第3目療養給付費負担金は、110億5千449万8千円の計上でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金は、331億6千349万4千円で、第2目高額医療費負担金は、2億7千365万5千円計上で、これはレセプト1件当たり80万円を越える部分につきまして国及び三重県が4分の1ずつを負担されるものであります。

9ページをお願いいたします。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、120億786万7千円の計上でございまして、普通調整交付金につきましては、全国の都道府県で医療給付費が同じ水準であれば、保険料が同額となるべきものでございますが、各都道府県の所得水準によりまして差異が生じますことから、財政力の不均衡を調整するもので

ございます。第2目健康診査費補助金は、8千419万1千円の計上でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金は、110億5千449万8千円で、第2目高額医療費負担金は、2億7千365万5千円の計上でございます。

10ページをお願いいたします。

第2項県補助金、第1目健康診査費補助金は、8千419万1千円の計上でございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金は、593億516万円の計上でございます。いわゆる国保、健康保険組合等からの支援金を見込まさせていただいております。

11ページをお願いいたします。

第5款特別高額医療費共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金は、5千179万9千円の計上でございます。これにつきましてはレセプト1件あたり400万円を超えます医療費の、200万円を超える部分につきましては、各広域連合からの拠出金を財源とするものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては507万8千円の計上で、保険料不均一賦課繰入金でございます。

12ページをお願いいたします。

第2項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金といたしまして、5億8千592万8千円の計上でございます。

第7款県財政安定化基金借入金は、1千円の計上でございます。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、第2目過料はそれぞれ1千円の計上でございます。

13ページをお願いいたします。

第2項預金利子といたしまして、1千円の計上でございます。

第3項雑入、第1目違約金及び延納利息は1千円、第2目第三者納付金は3千円の計上で交通事故等の対応をしようとするものでございます。第3目返納金1千円、第4目雑入1千円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、8億2千648万2千円で、主なものは被保険者証の郵送料等といたしまして通信運搬費1億7千732万3千円、広域連合電算処理システム委託料9千558万7千円、国保連合会へのレセプト点検、管理等の事務委託料2億7千365万6千円、保健事業や給付関係事務等の委託料4千596万8千円、広域連合電算システム

借上料8千903万1千円、国保連合会システム構築費等の負担金1億4千386万5千円でございます。

15ページをお願いいたします。

第2款医療給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費は1千374億7千708万7千円の計上でございます。本年度につきましては4月診療分から翌年2月診療分の11ヶ月分を見込まさせていただいております。

第2目、療養費は9億9千246万円の計上でございます。第3目、移送費は2万2千円、第4目、審査支払手数料は4億7千141万1千円の計上で、これは診療報酬審査支払手数料でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費は、11億5千171万円で、第2目高額介護合算療養費は1千円の計上でございます。

16ページをお願いいたします。

第3項その他医療給付費、第1目葬祭諸費は6億2千650万円で、1件あたりの支給額は5万円でございます。1万2千530件を見込まさせていただいております。

第3款県財政安定化基金拠出金は1億6千525万6千円の計上でございます。これにつきましては三重県に基金を設置しまして、6年間で30億円を見込まさせていただいております。財源でございますが国、三重県、広域連合が3分の1ずつを拠出しまして、保険料の未納や医療給付費等の変動に対応しようとするものでございます。

17ページをお願いいたします。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金につきましては5千179万9千円の計上で、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、100万円の計上でございます。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費は5億1千17万2千円の計上で、平成20年度につきましては40パーセントの受診率を、目標としております。

第2目その他の健康保持増進費として、無医地区等への健康出前講座の委託料として566万3千円の計上でございます。

18ページをお願いいたします。

第6款公債費といたしまして、625万円の計上で、第7款諸支出金の還付加算金として1万円の計上でございます。

19ページをお願いいたします。

第8款予備費といたしまして6億8千538万9千円を計上いたしておりますが、後期高齢者医療制度の保険料につきましては2ヶ年の医療給付費と後期高齢者数を見込みました財政期間といたしまして、その平均額を賦課することに伴

いまして、初年度には一定額の余剰が生じる一方、2年目は不足が見込まれますことから、平成20年度の保険料余剰金は6億7千63万9千円を見込んでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく、ご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

説明が終わりました。本案につきまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○田代兼二郎議員

議長。

○議長（中出実君）

発言を許可いたします。25番、田代議員。

○田代兼二郎議員

失礼します。25番、朝日町の田代でございます。

事前に5点ほど質問をさせていただき通知をしていましたけれども、質問については1点のみ。そしてその他については討論のなかで発言させていただきますのでよろしく願いいたします。

質問の1つは、これは全体的な問題なんですけれども、今度の住民の皆さんの保険料については、それぞれ算出の基準があるわけなんですけれども、これに市町が独自に住民の保険料を軽減するための制度を作ることを守る法的な規制はないわけなんですけれども、そのように理解して良いのかどうかをお聞きします。

○議長（中出実君）

ただいまの田代議員の質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

安田事務局長。

○事務局長（安田謙君）

保険料の軽減等につきまして、市町が独自に保険料を軽減するための制度をつくられること等ついて、私からお答えさせていただきます。

ご案内のとおり高齢者の医療の確保に関する法律によりますと、被保険者の保険料率は、後期高齢者広域連合の全区域にわたって均一であることと規定されておりまして、広域連合の区域内におきましては、政令の基準に従いまして、広域連合の条例において保険料率を決定をさせていただきます。被保険者個人単位に保険料を算定、賦課することになっており、この規定に基づき昨年の定例会で、保険料率を決定していただいたところでございます。

広域連合の条例では、法令で認められている不均一保険料率の適用のほか、法令に基づく保険料の軽減措置といたしまして、2点ございまして、1点目は低所得者に対する均一保険料の7割、5割、2割の軽減、2点目は被用者保険の被扶養者に係る軽減を実施しようとするものでございます。

お尋ねの、市町が独自に保険料を軽減するための制度につきましては、先だって厚生労働省に確認をさせていただいたところ、市町が独自に後期高齢者に対し、助成制度等を設けることは、制限されるべきではないというご回答をいただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（中出実君）

はい、答弁がございました。田代議員よろしいでしょうか。

○田代兼二郎議員

はい。

○議長（中出実君）

他に質疑はございますか。

○小坂勝宏議員

議長。

○議長（中出実君）

15番、小坂議員。

○小坂勝宏議員

すみません。ただいま事務局長からの説明で「されるべきでない。」とおっしゃったんですか。「されるべきである。」とおっしゃったんですか。

聞こえにくかったので確認させて下さい。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

はい。失礼します。答弁のほうで聞き取りにくいような部分がありました。

国のほうに確認をさせていただいた分につきましては、市町が独自に後期高齢者に対しまして、助成制度を設けることについて制限されるものではない、という回答をいただいております。

○小坂勝宏議員

議長。

○議長（中出実君）

小坂議員、どうぞ。

○小坂勝宏議員

ということはどういうことですか。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

すみません。助成制度等を設けることは制限されるものではない、ということですので各市町の財政状況に応じて助成制度を設けていただいても結構だと。このようにとらえていただいて結構だと思います。

○議長（中出実君）

よろしいでしょうか。

○小坂勝宏議員

はい。

○議長（中出実君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

○田代兼二郎議員

議長。

○議長（中出実君）

はい、田代議員。

○田代兼二郎議員

失礼します。それでは4点ほどに亘って、ご意見を申し上げさせていただきまして、基本的にはこの特別会計予算については賛意を示すものですが、ご意見を言わせていただきます。

全体として軽減措置の考え方について意見を言わせていただきます。

1つは、収入が年金のみで年額135万円以下の人には均等割に特別軽減する対応が必要ではないかと思えます。

2つめは、健康診査の受診負担額のうち非課税世帯の200円は無料にすべきではないかと思えます。

そして、保険料の軽減ですが、保険料は被保険者一人ひとりに課されているわけです。しかし、軽減は世帯単位となっているのは合理性にかけないかと思えます。

具体的には、保険料軽減対象となる所得基準は、世帯の総所得金額になっているわけで、被保険者本人の所得金額に修正すべきではないかと思えます。

それからもう1つ、具体的には5割軽減の場合ですが、これについても対象所得基準額の算定方法の文言の中で、被保険者である世帯主を除く、ということが盛り込まれています。

これを削除することにより、文字どおり5割軽減が実現すると私は思います。

それから、世帯内の世帯主と後期高齢者の所得を合算しています。したがって世帯主が息子さんであれば、その所得も判定の対象になるわけです。したがって多くの場合、このような方についても軽減の対象外となると私は思っています。

今後、すでに今日、審議していますように予算化がされて、それも先ほどのお話のように2年間に亘って基本的には保険料が設定されたというなかでは、なかなかここら辺の軽減を具体的に直ぐ拾っていくのは難しいわけですが、しかし我々がこれから直面していくなかで、いわゆる資格証明書を発行しないのでい

いような町づくりをしていかななくてはならないと思います。

特に皆さんも見られたと思います。1月21日のNHK「クローズアップ現代」では、三重県、広島県、福岡県等の5県がこの資格証明書の発行をしているのが多いと指摘されて、それが基でというわけではないと思いますけれども、41人が亡くなっているという状況になっています。

したがって、資格証明書を発行していかないためにも、もちろん我々自治体も努力するわけですが、ぜひ広域連合の方のご努力、そして県、国のご努力をお願いしたいということで終わります。

○議長（中出実君）

はい、他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

次に日程第10、議案第5号「三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第5号、三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきましては、伊勢広域環境組合が平成20年5月1日から三重県市町公平委員会に加入するための手続きを行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

議案整理のため、暫時休憩をいたします。

なお、再開につきましては、午後2時35分から再開をいたします。よろしくお願いたします。

午後1時25分 休憩

午後2時35分 開議

○副議長（谷口世紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に中出実議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「議長の辞職について」日程を追加し、議題としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口世紀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたします。

一応、議会書記長に朗読をさせます。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の辞職について

平成20年2月12日

○副議長（谷口世紀君）

なお、地方自治法第117条の規定により中出実議長は退場されておりますので、ご報告を申し上げます。

お諮りいたします。中出実議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口世紀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、中出実議員の辞職を許可することに決定いたしました。

中出実前議長、入場をお願いします。

〔8番 中出 実議員入場・着席〕

前議長、中出実議員の議長の辞職願は願い出のとおり許可することに決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

前議長、中出実議員からごあいさつがございます。

○前議長（中出実君）

失礼いたします。辞職に際しまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年来から現職の三重県市議会議長会の会長ということで、広域連合の議会の議長をさせていただいておりました。今日に至るまで、いたらぬ議長でございましたが、議会の運営、また広域連合の運営につきまして皆様方には格段のご理解とご協力をいただきましたことを重ねてお礼を申し上げたいと思います。

後ほど、新議長が誕生すると思いますが、いよいよ4月から後期高齢者医療制度が始まります。しっかりと私たちは議論して、この大変な時期を乗り越えて参りたいと思っています。

今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、一言簡単ではございますがお礼のごあいさつとさせていただきます。

今日は本当にありがとうございました。(拍手)

○副議長（谷口世紀君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと存じます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口世紀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行います。

一応、議会書記長に朗読をさせます。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙
三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行う。

平成20年2月12日

○副議長（谷口世紀君）

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によって行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口世紀君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにしたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口世紀君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、笹岡秀太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました笹岡秀太郎議員を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口世紀君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました笹岡秀太郎議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました笹岡秀太郎議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

笹岡秀太郎議長、就任について、ごあいさつを願います。

○新議長（笹岡秀太郎君）

失礼致します。四日市市議会議長の笹岡秀太郎でございます。

ただいま、当広域連合議会の議長にご推薦、そしてご信任賜り誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

先ほども中出前議長がおっしゃいました4月1日からの医療制度の運用により、この広域連合議会も大変責任の重い立場になってくるだろうな、そのような思いがしているところでございます。

大変微力ではございますが、与えられました職務を全力で全うしていきたいと思うところではございますが、何分にも力のない議長でございますので、皆さんの助けなしでは広域連合議会も運営することが出来ないと認識しております。

中出前議長に賜りましたご厚情を引き続き、どうぞ私のほうにも賜りますよう

心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとしてお礼とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○副議長（谷口世紀君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代をいたします。笹岡秀太郎議長、議長席にお着き願います。

皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

○新議長（笹岡秀太郎君）

それではただいまより、議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案整理のため、暫時休憩いたします。

議席でしばらくお待ち下さいますようお願いいたします。

午後 2 時 4 1 分 休憩

午後 2 時 4 3 分 開議

○新議長（笹岡秀太郎君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、議案第 6 号「監査委員の選任同意について」広域連合長から日程追加の申し出がありましたので、議題といたしたいと存じます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（笹岡秀太郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号を日程に追加し、議題といたします。

なお、議事の進行上、議案朗読は省略いたしますが、会議録にはこれをとどめます。

議案第 6 号

監査委員の選任同意について

三重県後期高齢者医療広域連合規約第16条の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合監査委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求めらる。

平成20年2月12日提出

三重県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 松田直久

議会議員のうちから選任する監査委員
大西克美

○新議長（笹岡秀太郎君）

大西克美議員に申し上げます。

地方自治法第117条の規定により、議席番号12番大西克美議員の一身上に関する事件のため、本件の審議終了まで退席されますようお願い申し上げます。

〔12番 大西克美議員退場〕

○新議長（笹岡秀太郎君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○新議長（笹岡秀太郎君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

はい。議案第6号、監査委員の選任同意につきましては議会のうちから選任をする監査委員として、大西克美議員を選任いたしたく本議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○新議長（笹岡秀太郎君）

説明はお聞き及びのとおりでございます。
本件について、質疑を行います。質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（笹岡秀太郎君）
なしと認めます。これにて質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（笹岡秀太郎君）
討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。議案第6号について同意することにご異議ござい
ませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（笹岡秀太郎君）
ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、同意することに決定いたしま
した。
退席中の大西克美議員の入場を許可いたします。
〔12番 大西克美議員入場・着席〕

○新議長（笹岡秀太郎君）
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
これにて、会議を閉じます。
平成20年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたしま
す。
ご苦勞様でございました。

午後2時47分 閉会